

前橋都市計画地区計画の変更（前橋市決定）

都市計画荒砥工業団地地区計画を次のように変更する。

名称		荒砥工業団地地区計画		
位置		前橋市神沢の森及び西大室町の一部		
面積		約52.2ha		
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本地区は、JR両毛線前橋駅から東へ約13kmの赤城南麓に位置し、前橋工業団地造成組合によって造成された工業団地である。そこで、工業団地としての維持と良好な環境の創出と保全を図り、工業環境の悪化及び地区の敷地の細分化の防止等により適正かつ合理的な土地利用による良好な都市の生産環境を形成し保持することを目標とする。		
	土地利用の方針	水と緑につつまれた潤いとゆとりある良好な環境の中に生産・物流・情報機能、研究・研修・厚生機能等、秩序ある土地利用を誘導し、適正かつ合理的に土地を利用し、良好な地区環境を形成保持する。		
	地区施設の整備方針	本地区における地区施設は、土地利用の状況、工業団地としての良好な操業環境の保全を考慮し整備されているため、その機能や環境が損なわれないよう維持、保全を図る。		
	建築物等の整備の方針	良好な工業生産環境を創出し保持するため、建築物等の用途の制限、建築物の建ぺい率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度及び壁面の位置の制限を行う。		
	緑化の方針	現状の緑地の保全及び敷地内緑化に努め、緑豊かな潤いのある工業団地としての良好な環境を形成し保持する。		
地区整備計画	地区の区分	地区の名称	A地区	B地区
		地区の面積	約41.1ha	約11.1ha
	建築物等の用途の制限	<p>次に掲げる建築物は建築してはならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 学校 (2) 図書館、博物館その他これらに類するもの (3) 病院 (4) 神社、寺院、教会その他これらに類するもの (5) 公衆浴場 (6) ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設で営業の用に供するもの (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項、第6項から第11項まで及び第13項のいずれかに該当する営業の用に供するもの (8) 勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (9) カラオケボックスその他これに類するもの (10) 自動車教習所 (11) 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類するもの (12) 物品販売業を営む店舗又は飲食店（区域内の店舗及び飲食店の延べ面積の合計が500㎡以内のものを除く。） 		
	(13) 住宅 (14) 共同住宅、寄宿舍又は下宿 (15) 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの (16) ホテル又は旅館	/		

地区整備計画	建築物等に関する事項	地区の区分	地区の名称	A地区	B地区
			地区の面積	約41.1ha	約11.1ha
		建築物の建ぺい率の最高限度		$\frac{5}{10}$	
		建築物の敷地面積の最低限度		5,000㎡ (ただし、市長が公共公益上やむを得ないと認めたものについては、この限りでない。)	
		壁面の位置の制限		建築物の外壁若しくはこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は5m以上でなければならない。	
備考					

「区域は計画図表示のとおり」

理 由 書

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、
変更を行うもの。